

石川緊急事態宣言の延長 (飲食店への時短要請等)

◎飲食店の時短要請(5月12日～6月13日)

- ・金沢市 : 5時～20時までの時短営業 (5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)
- ・金沢市以外 : 5時～21時までの時短営業(法第24条第9項)

◎カラオケ設備の利用自粛要請(5月12日～6月13日)

- ・飲食店におけるカラオケ設備の利用自粛(終日) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない
(金沢市:5月15日までは法第24条第9項、5月16日からは法第31条の6第1項)(金沢市以外:法第24条第9項)

◎酒類提供の自粛要請(5月16日～6月13日) **金沢市** **追加**

- ・飲食店における酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の自粛(終日)(法第31条の6第1項) ※要請に応じない場合は時短協力金を支給しない

要請内容・協力金等に関するお問い合わせ先：石川県事業者支援ワンストップコールセンター

TEL：076-225-1920 ※9:00～18:00 (当面、土日、祝日も受付)

石川緊急事態宣言の延長

(一時支援金・月次支援金[経済産業省事業])

事業名		一時支援金	月次支援金
対象月 (基準月)		1月～3月	4月～
給付要件		緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること (食品卸業者(酒屋など)、旅館・ホテル、タクシー、土産店など)	
		2019年又は2020年の同月比で50%以上減少	
給付額 (上限額)	中小法人	60万円	20万円/月
	個人事業者	30万円	10万円/月
申請スケジュール		3月8日～5月31日	6月以降

ご不明な点については下記にお問い合わせください。

TEL : 0120-211-240

※8:30～19:00 (土日、祝日含む全日対応)

石川緊急事態宣言の延長 (集客施設への時短要請等)

対象施設

(I) イベント関連施設

- ・ 劇場、映画館、展示場、貸会議室、多目的ホールなど
- ・ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)など

(II) イベントを開催する場合がある施設

- ・ 体育館、ボウリング場、遊園地、ゴルフ練習場、
バッティングセンターなど
- ・ 博物館、美術館など

(III) 参加者が自由に移動できる施設

- ・ 百貨店、その他の物品販売店など(生活必需物資を除く)
- ・ スポーツクラブ、ゲームセンターなど
- ・ 遊興施設(バー、キャバレーなど)
- ・ その他サービス業(生活必需サービスを除く)

要請内容

【金沢市】

[1000㎡超]
20時までの**時短要請**
(5月16日～6月13日)
(法第24条第9項)

[1000㎡以下]
20時までの時短協力依頼
→**6月13日まで延長**

※(I)(II)についてはイベント開催
時は21時まで
※映画館は21時まで

【金沢市以外】

21時までの時短協力依頼
→**6月13日まで延長**

石川緊急事態宣言の延長

(集客施設への時短要請に係る協力金について)

◎対象区域

金沢市(重点措置を講じるべき区域)

◎支給額

大規模施設 (1,000㎡ 超の施設)	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者)
$\begin{aligned} & \text{時短営業した面積} \\ & 1,000\text{㎡ごとに}20\text{万円}/\text{日} \\ & \times \\ & \text{短縮した時間}/\text{本来の営業時間} \end{aligned}$	$\begin{aligned} & \text{時短営業した面積} \\ & 100\text{㎡ごとに}2\text{万円}/\text{日} \\ & \times \\ & \text{短縮した時間}/\text{本来の営業時間} \end{aligned}$

営業時間短縮の要請等の対象となる施設例

【金沢市内】

1. イベント関連施設

種類	施設	要請等の内容
劇場等	劇場	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 営業時間短縮の要請（20時まで） 〔法第24条第9項〕
	観覧場	
	映画館（*）	
	演芸場	
	プラネタリウム	
集会・展示施設	集会場	【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 営業時間短縮の協力依頼（20時まで） * 映画館については21時まで ※イベント開催の場合は21時まで
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	

2. イベントを開催する場合がある施設

種類	施設	要請等の内容
運動・遊技施設	体育館	【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 営業時間短縮の要請（20時まで） 〔法第24条第9項〕 【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 営業時間短縮の協力依頼（20時まで） ※イベント開催の場合は21時まで
	屋内・屋外水泳場	
	ボーリング場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	スポーツクラブ	
	スケート場	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	ゴルフ場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
テーマパーク		
博物館等	遊園地	
	柔剣道場	
	博物館	
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
動物園		
植物園		

営業時間短縮の要請等の対象となる施設例

3. 参加者が自由に移動できる施設

種類	施設	要請等の内容
商業施設	大規模小売店（生活必需物資を除く）	<p>【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 営業時間短縮の要請（20時まで） 〔法第24条第9項〕</p> <p>【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 営業時間短縮の協力依頼（20時まで）</p> <p>※生活必需物資：食品、医薬品、 医療機器その他衛生用品等</p>
	ショッピングセンター（生活必需物資を除く）	
	百貨店（生活必需物資を除く）	
	家電量販店（生活必需物資を除く）	
	宝石類や金銀の販売店	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
アイドルグッズ専門店		
美術品販売		
サービス業	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 営業時間短縮の要請（20時まで） 〔法第24条第9項〕</p> <p>【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 営業時間短縮の協力依頼（20時まで）</p> <p>※生活必需サービス（ホテル・ 宿泊、銭湯、理美容、ランドリー 等）を除く</p>
	ペット美容室（トリミング）	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	旅行代理店（店舗）	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	展望室	
	岩盤浴	
遊興施設等	キャバレー	<p>【床面積の合計が1,000㎡超の施設】 営業時間短縮の要請（20時まで） 〔法第24条第9項〕</p> <p>【床面積の合計が1,000㎡以下の施設】 営業時間短縮の協力依頼（20時まで）</p> <p>※食品衛生法上の営業許可を 取得している施設は、飲食 店への時短要請の対象</p>
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	バー	
	個室ビデオ店	
	カラオケボックス	
	射的場	
	ライブハウス	
	場外馬券・舟券場	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	スナック	
	ダーツバー	
	パブ	
	性風俗店	
デリヘル		
アダルトショップ		

営業時間短縮の要請等の対象となる施設例

【金沢市以外】

1. イベント関連施設

種類	施設	要請等の内容
劇場等	劇場	営業時間短縮の協力依頼（21時まで）
	観覧場	
	映画館	
	演芸場	
	プラネタリウム	
集会・展示施設	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	

2. イベントを開催する場合がある施設

種類	施設	要請等の内容
運動・遊技施設	体育館	営業時間短縮の協力依頼（21時まで）
	屋内・屋外水泳場	
	ボーリング場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	スポーツクラブ	
	スケート場	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	ゴルフ場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
テーマパーク		
遊園地		
柔剣道場		
博物館等	博物館	
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

営業時間短縮の要請等の対象となる施設例

3. 参加者が自由に移動できる施設

種類	施設	要請等の内容
商業施設	大規模小売店（生活必需物資を除く）	営業時間短縮の協力依頼（21時まで） ※生活必需物資：食品、医薬品、医療機器その他衛生用品等
	ショッピングセンター（生活必需物資を除く）	
	百貨店（生活必需物資を除く）	
	家電量販店（生活必需物資を除く）	
	宝石類や金銀の販売店	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
アイドルグッズ専門店		
美術品販売		
サービス業	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	営業時間短縮の協力依頼（21時まで） ※生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー等）を除く
	ペット美容室（トリミング）	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	旅行代理店（店舗）	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	展望室	
	岩盤浴	
遊興施設等	キャバレー	営業時間短縮の協力依頼（21時まで） ※食品衛生法上の営業許可を取得している施設は、飲食店への時短要請の対象
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	バー	
	個室ビデオ店	
	カラオケボックス	
	射的場	
	ライブハウス	
	場外馬券・舟券場	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	スナック	
	ダーツバー	
	パブ	
	性風俗店	
	デリヘル	
アダルトショップ		